

# 役員報酬及び費用弁償費に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊裕会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

## (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 役員会等とは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会をいう。
- (3) 常勤の役員等とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者をいう。

## (常勤の理事及び職員兼務役員等の報酬)

第3条 法人は常勤の理事に対し、別表1により月額報酬を職員給与の支給日に支払う。  
2 職員兼務の役員等に対しては、職員の給与規定に基づき給与を支払い、役員報酬は支払わない。

## (非常勤の役員等の報酬)

第4条 非常勤の役員等が役員会等に出席した時は、別表1により報酬及び費用弁償費を支払う。  
2 費用弁償費のうち交通費は報酬日額に含み、宿泊費は実費支給とする。

## (改正)

第5条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の決議を経なければならぬ。

## 附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月31日から施行する。

この規定は、令和元年6月1日から施行する。

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

別表1

## &lt;報酬額&gt;

		勤務形態		報酬		費用弁償	
		月額	役員会等出席(日額)	役員会等以外の用務(日額)	役員会等出席(日額)	役員会等以外の用務(日額)	
理事長	常勤の場合	600,000円	×	×	×	×	×
	非常勤の場合	×	5,000円	5,000円	宿泊費実費	宿泊費実費	
理事	常勤の場合	×	×	×	×	×	×
	非常勤	×	5,000円	5,000円	宿泊費実費	宿泊費実費	
監事	非常勤	×	5,000円	5,000円	宿泊費実費	宿泊費実費	
評議員	非常勤	×	5,000円	5,000円	宿泊費実費	宿泊費実費	
評議員選任・解任委員	非常勤	×	5,000円	5,000円	宿泊費実費	宿泊費実費	

\*報酬の役員会等以外の用務には監事による監事監査指導を含む。

\*非常勤役員に対する費用弁償（交通費）は報酬日額に含む。尚、宿泊費については実費支給とする。